

マックス・ウェーバー

『ドイツ将来の国家形態』(一)

山 田 高 生 訳

凡 例

- 一 この翻訳の底本は、Max Weber, Deutschlands künftige Staatsform (November 1918), in: Gesammelte Politische Schriften, 2. Aufl., Hrsg. v. Johannes Winckelmann, Tübingen 1958, S. 436—471 である。
- 二 訳文中傍点を付した字句は、底本ではイタリックである。
- 三 訳文中「」型括弧は、底本では∨ ▲型括弧である。
- 四 訳文中（ ）型括弧は、すべて底本のままである。
- 五 訳文中〔 〕型括弧で囲んであるものには、J・ヴィンケルマンの挿入した字句と訳者の挿入した字句とがある。

『ドイツ将来の国家形態』(一)

『ドイツ将来の国家形態』(一)

ある。ただし両者の区別は指示していない。

六 訳注は、(1)、(2)の数字をもって示し、最後に一括して掲げた。

序 文

以下の小論は、『一九一八年十一月の』『フランクフルト新聞』に掲載されたものである。ここでは、文体についてのみ手を入れた(補足部分は「原」注として見分けがつくようにしてある)。これは、「学問的」価値への要請をいっさい抜きにした純粹に政治的な時事論文である。しばしば、共和制的で大ドイツ的な、だが大プロイセン的でない国家形態、すなわち連邦主義的でも民主主義的な特質をそなえた国家形態は所せんありえないと考えられているが、以下において私は、そのような国家形態は不可能ではないことを示し、議論をまきおこしたいと思う。『新秩序ドイツの議会と政府』(一九一八年)にかんする私の論文は、プロイセンの主導権と王朝という事実から出発し、したがって未来の状態を議会主義化においてのみ展望することができたにすぎなかった。この論文がそうこうするうちに古くさくなってしまったように、諸々の出来事は、いずれ間違いないこの小論もすぐに追い越してしまうだろう。再建のための真に決定的な物質的(社会的および財政的)諸問題は、未来の胎内でもまだ非常に混沌とした状態にある。そこでさしあたりは、未確定な国家技術的種類の枠組みだけが考え得るにすぎない。

一九一八年十二月十五日

I

政治的に無教育な〔ドイツ〕国民は、不十分で生半可な力しかなく、ビスマルクの作品になにか別のものを置き換えるという課題の前に立たされている。なぜなら、この作品は古くさくなったからである。これを作製するにあたって非常に大きな役割を演じた外交政策上の理由からだけでも、古くさくなってしまった。〔外交政策上の理由とは〕第一に、皇国オーストリアの崩壊。ビスマルクの立場からみると、これは、三千万のドイツ人以外の民族を政治的に中立化するために、一千万のドイツ人の帝国への帰属を犠牲にすることであった。つぎに、ロシアとの王朝同盟の消滅。この王朝同盟は、ポーランドにたいする共通の利害のうえに形成された。つぎに、ポーランドを中立化した。〔第三に〕ドイツ史の軍国主義時代の終焉。最後に、小ドイツ問題⁽¹⁾にかんする従来の王朝的解決は、小ドイツ問題とともにともかく将来は問題にならなくなるからである。さて、どうなるだろうか。このような先決問題は、目下のところ実際に決着がついたように思われる。だがわれわれは、もう一度問い直そう。議会主義的君主制か共和制か？

王朝の生き生きとした感覚が将来どのような役割を演ずるかは、未解決のまま残されている。われわれは、歴史の追憶から、またバーデンでは王朝の人気と正統性からも、「王朝にたいして」忠誠であった。しかし今日では、政治的考慮からのみ発言できるにすぎない。国民の利益と課題とは、われわれのあらゆる感情に優先している。同様にそれは、政治形態についてのどんな問題よりも優先している。だが、政治形態の形成もまた、われわれにとっては、なによりも無味乾燥な国家技術的問題であって、感情の問題ではない。われわれの多くにとつて、こ

の小論の著者にとつても、厳密な議会議主義的君主制は、技術的にもつとも適応力があり、この意味でもつとも強力な国家形態であつたし、現在でもそうである。われわれが求めている非常に急進的な社会的民主化は、議會議主義的君主制によつて全然そこなわれることもないし、必ずしも妨げられるものでもない。われわれは、堂々と、だが穩かに改革が避けられないことを主張してきた。ものを見る目のある人なら誰でも、遅くともロシア革命以來、われわれの主張に注目していたにちがいない。この改革は、適時に行なわれていたなら、根底から新しくなつた体制のなかでも王朝を維持することができたのだが。「しかし」君主の性悪な取り巻き連中が、いっさいを水泡に帰してしまつた。これらの連中は「改革に」敵意を示した。彼らは古い制度に固執していたのである。

少なくともプロイセン・ドイツ王朝は、この制度のために、今日、王朝をまもることができないという不利な羽目に陥ちこんでいる。王朝どうしの張り合いが、一八七一年以後エルザス問題を台無しにした。この張り合いのため、今日ではわが国の東部は無防備である。君主制は、軍事国家のなかで、純粹な軍事支配を阻止するといふその本来の機能を果したことがなかつた。それどころか、軍隊の政治化を伴う提督デマゴギーと將軍独裁を許した。殊に、まつたくの政党政治的陰謀である、いわゆる「声明」を通じて許したのである。この陰謀は、將校と兵士とのあいだを引き離なし、内政を毒し、わが国の政治指導のなかに軌轢と二枚舌をもたらしした。この二枚舌によつて、わが国はわが同盟国を含めて世界中の信用を失つたのであつた。君主制が没落してしまつた現在、かつての君主制に向つて苛酷な言葉を浴せることは、騎士道に反するかも知れない。だが、従來の憲法の精神をひどく踏みにじつた「ヴィルヘルム二世の」個人支配は、その大法螺吹きとずぶの素人政治によつて、世界の連合がわが国に敵対して結集するのを助けたのであつた。⁽⁶⁾一九〇八年十一月の立憲政府の公約はまもられな

った。戦時中でも、われわれの和平活動は、君主の演説によって妨害され、この戦争は、結局は（六月十五日の勅語によって）拜金主義——アングロサクソン民族！——にたいする君主の個人的決闘という性格を持つていたのである。和平の申し入れのさいに、こうした理由で体面を汚すことのないようにと君主の退位が進言されたが、退位は延期となった。この男は、今や、どんな権利を持っているかにかかわらず、退位延期によってわが国にたいする敵の「講和」条件を厳しくしたという憎悪をいつまでもあびるであろう。そして結局、彼は、首都から逃げ出し、クーデターに賭けることによって革命を誘発した。大臣への責任転嫁は、品位の観点からみれば、悲しむべきことであり、しかも、公示を間近に控えた法令の内容に照らしても根拠のないことであるが、結局こうした責任転嫁が君主主義の思想に止めを刺したのである。これによって、プロイセン王朝は、どうにもならないくらい信用を失ってしまった。その結果、適確な国家技術的考慮からして、今やプロイセン王朝の存続を——他の王朝の存続も——擁護することなどはやできないだろう。

王朝とその機関たる旧連邦参議院が、古い制度によって信用を失ったばかりでなく、遺憾ながら、議会も信用を失った。帝国議会は、故意にその権力を押えつけられ、その水準を引き下げられ、十年このかた古い制度のおべっか使いどもによってこきおろされ、戦時中の「声明」によって軍隊の不評を買った。かくて帝国議会は、崩壊の瞬間に権力を掌握するのに必要な権威を要求することができなかつたのである。これまで議会を誹謗していた人びとが、今や突如として議会を擁護するようになった。今日では彼らは、かつて毛嫌いした「陣笠議員」の存在をたしかに歓迎するようになった。こうしたことが、議会に一層打撃を与えた。官僚支配にたいし文筆家的贅辞を送った人たちの行動は、今や報いをうけた。なぜなら、官僚機構は、その理念的物理的原動力の性質か

ら、および、この機構が故障を起したなら大惨事になるという今日の経済生活の本性をまのあたりにして、必要な権力手段を物理的に所有し官僚に官職の継続的保持を保証する人には、誰でも、よく調べもせず仕える用意があるものだということが明白になったからである。しかし、国民の信頼に根をおく国民代表の権威が失われたため、革命的独裁政治に道が開かれた。革命はいつでも少数の人たちによって準備されるものだから、一時的な独裁政治そのものにたいし反対するものはなくなるとなるだろう。だが、政治的にはつぎのことが問題である。すなわち、連邦的、性格を持つドイツでは、これまでの合法権力が完全に崩壊したことによって、實質的な新秩序の形成は著しく困難になることである。「歴史的」正統性は失われた。特殊な「穩健派」にとつても、今日では、兵士協議会の強権支配からブルジョアの秩序への帰路として、国民主権にもとづく憲法制定議会の革命的、自然的合法性のみが残されているにすぎない。このことは、しかし、よい土壌から新築の家が建つ前提である。今やこのような状況は、われわれ急進主義者には本来大變好都合な筈だ。しかしながら、今やドイツでは、憲法制定議会の多数、すなわち全ドイツ国民の——プロイセン、バイエルン、バーデン等の邦民の——多数がこのような非常に複雑な問題に判定をくださなければならぬ。これによって、合理的な新秩序の形成にあたっていかなる困難が生ずるかは目に見えている。例えば——このような例は、実際には起りそうにないことだが——、プロイセン邦民の多数が王朝の存続に賛成投票し、帝国国民の多数がいちがんとなって共和制に賛成投票すると仮定しよう。そのばあいには、たしかに、帝国の憲法制定議会の決定が帝国にたいして、間接的にはプロイセンにたいしても権威を持つことは明白である。だが、このような状況は、簡単には実現しないだろう。いずれにせよ、帝国の秩序が各邦に枠をはめるといふ理由だけからしても、殊に全憲法制定議会の投票は猶予しがたい。なぜな

ら、労働者階級と市民階級の経済的生活利害は、とりわけ、帝国の秩序に依存しているからである。このことは、新秩序がどの程度徹底して社会主義的になるかということとはまったく無関係である。

同様に、新秩序が存続するかどうかは、全憲法制定議会の形成が一刻もはやく進められるかどうか懸っている。ひき延せば社会主義のチャンスが多くなるなどと信じたり、あるいは反対に、左翼から圧力をかけられて思うにこんだりすることは、一部の独立社会民主党員の非常に重大な誤算である。ひき延しは、内乱のチャンスを増大させ、わが国経済秩序の内部崩壊を促進するだけである。しかしそうなれば、協商側が自分からすすんで進駐してくるか、さもなければ、穩健派による対立政権が帝、国、議、会を基礎にして新たに形成されるか、このいずれかの事態が、あまり遠くない時期に必ず訪れるだろう。そのばあいには、外国の進駐軍の——例えばアメリカの——強権は、講和を結ぶために、この穩健派の対立政権と結託して、軍法會議の助けをかりつつ非社会主義的政府を樹立するだろう。内乱が避けられ、直ちに、「正統な」政府が成立するばあいにのみ、われわれは、自分の国の国内諸関係を自分の手で解決しえないというこのようなまったくひどい侮辱から免れることができる。今、憲法制定議會が内乱を未然に防ぎ、確、実、な手段であると主張するとしたら、それはたしかに速断である。このことは、われわれ次第でもないし、また多数派社会主義者や独立社会主義者に懸っているでもない。このことは、とりわけ、革命のさいにいつでも寄生虫として湧いてくるあの要素に懸っているのである。その要素とは、「革命」のためにはなくてはならず、革命によつて、生活しようとして欲している人びと、すなわち、「赤色軍人」として、または「革命委員会」のメンバーとして、またはその受任者として密告やスパイ活動の報酬で、働かないで飯を食えるようになり、たいと思つている人びとである。まさしくこれこそ、ロシアのボルシェビズムとわが国における類似の

運動の本質である。その先頭に立っている文筆家と信念のために戦う者のイデオロギー的善意がどんなに安全なものであるとしても、そうである。革命のかいば桶から飼を得ている寄生虫は、革命が彼らに養分を与えるかぎり、今日の状態を終らせることになんら利益を感じていない。このような特徴を持つ運動では、いかなる事情のもとでも、暴動の試みが彼らの側から中止されるといふことはないだろう。独立派を含む社会主義政府は、確固たる態度をもって、信念のために戦う人たちから、容赦なく徹底的に、だが人間的な仕方でのその牙をぬきとり、かくて敵国の占領を回避することができよう。われわれは、このことをじっと見守っていなければならぬ。けだし、敵国の占領は、数世代にわたってドイツ社会主義の運命のみならず、真の民主主義の運命をも決定するからである。もちろん、敵国の占領が行なわれれば、自由のない、すなわちごまかしの選挙または圧力を加えられた選挙によって成立した憲法制定議会ほど好都合なものはないことは言うまでもない。なぜなら、憲法制定議会が承認されないとか、強制的に解散させられるとしたら——これは自由のない選挙のさいに生ずることだが——、協商側の進駐軍は、古い帝国議會を唯一の合法権力として再度召集するということになるに相違ないからである。しかもこのことは、こんな回り道をしないでもよいのである。自由な選挙のさいには、社会民主党は多数派を形成することができない。市民階級の自発的な協力がなければ、政府はいかなる平和も手に入れることができない。そして占領は、おそかれはやかれ、目前に迫っているのである。こうしたことについては、やはり十分知っておくべきだし、どっちみち腹を固めておかなければならない。

他面では、王朝による解決の努力は、もともと大きな内乱の危険をたかめると同時に、わが国の憲法作製における不自由を著しく高めるだろう。なぜなら、王朝を再興しようとする試みは、外国において、とりわけ国内に

において、民主的な新秩序の逆行の始まりのように作用するからである。だから、自由な憲法制定会議の即時召集と、同時に共和制の承認が至上命令である。さもなくば、外国の支配によって直接脅かされることになる。しかしそれは、——われわれが正々堂々とこのような状況を受けとめなければならなかったとしても、——外国支配の威脅からのみ、至上命令になっているわけではない。

国家形態としての共和制は、目下のところ、今日われわれの直面している大ドイツ問題を解決に導くもつとも確実な道であるように思われる。われわれは、できるかぎりたくさんドイツ人を、ひとつに統合することのできるような国家形態を擁護しなければならない。オーストリアとバイエルンにとって正常な時代にはいつでも共和制がよいかどうかは、いまは保留にしておこう。「だが少くとも」現在では、それは共和制であるように思われる。そしてもしそうなら、そこから結論が引き出される。

以上のような直接現在の状況から生ずる政治的理由のほかに、共和制にとっていつまでも重要な事柄が、われわれ急進主義者に有利な材料を提供している。国家技術的な問題は、たしかに重要でないことはない。だが当然それは、政治にとって一番重要な事柄ではない。むしろドイツの未来にとっては、市民階級大衆が、責任をとる覚悟と自己意識とをより多く備えた新しい政治的精神を育て上げるかどうかという問題がはるかに決定的である。これまで十年このかた、「安全」の精神が支配していた。すなわち、官憲による庇護、革新の冒険にたいする不安、一口で言えば、臆病風に吹かれた無気力がこれである。行政の技術的優秀さ、つまり事物について一般にことが旨く運んでいるという事情こそが、(単に市民ばかりでなく)住民の広範囲な層をこの容器に慣れさせ、あの国家市民の誇りを押しつぶした。この誇りがなければ、もつとも自由な制度でさえも幻影にすぎないのであ

る。共和制は、このような「安全」を終らせ、物質的特権と利益が、神の恩寵という歴史の正統性において庇護されるようなことがなくなる。このことによつて市民階級は、労働者階級が長いことそうであったように、もつぱら自分自身の力と仕事だけを頼りとするようになる。社会の存在条件について、見通しうるかぎり将来にわたつて考えてみたばあい、市民階級は、自己の階級の不可欠性と固有な存在意義が問われてもびくびくする必要はない。だからこそ、このような試練が彼らの自信をつけるのに役立つことをわれわれは願っているのである。国民が正統的権力を拒否したときでも、またイギリスにおけるように国民の寛容によつて正統的権力を後から呼び戻したときでさえ、国民の自信が役に立ったのである。たしかに、敗戦の結果として民主主義がわれわれの手中にころがり込んだことは、このような国民の自信を高めるのには良くないことであつた。オランダ、イギリス、アメリカ、フランスにおけるように、民主主義が闘争の勝利と結びついて、あるいは、われわれが努力してきたように、名誉ある講和と結びついて獲得されたものではないからである。敗戦によつて負わされた古い政体の不名誉きわまりない破産整理がこれにうわ積みされて、国民の未来を政治的に一層暗くした。まず第一に、未来が国民に約束することができるのは、楽しい日々ではない。共和制は、希望に支えられた国家である。「だが」今日われわれは、その希望がすべて満たされるかどうかはわかつていない。共和制は、現在あまりにも多くの人びとにとつて、自明の制度としてうけとられているが、しかし、共和制は、陶醉によつて崩壊の恐しい抑圧から抜け出すための麻薬であつてはならないのである。さもなければ、すべてはやがて終りになるだろう。だが祖国は、われわれにとつて祖先の土地ではなく、子孫の土地である。われわれは、古い世代にたいしてよりも子孫にたいして多くの信頼を持っているし、持たねばならない。われわれは、王朝的正統性の断固たる拒否を、市民階級を

政治的に自立させる手段とみなしている。だからこそ、われわれは、憲法制定議会と国民投票による多数決には忠実に従うが、しかし自ら進んで、はっきりと共和制を支持する。ところで、この共和制は、どのような形態をとるべきだろうか。このことは、われわれが共和制にどのような課題を課するかに懸っているのである。

II

政治生活が政党によって担われるかぎり、共和制は存続するだろう。だが、新しい課題には、新しい政党がふさわしい。殊に、人物について「新しい」ことが大切である。技術的に不可欠な政党装置（書記、通信員および信任者）は、その古い感覚を跡形もなく拭い去ってしまった後でも、政党をいつまでも維持していくのが常であるが、このことだけでも大変良くないことである。少くとも指導者たる人物については、このようなことがあってはならない。例えば国民自由党が——一部の人たちの望んでいるように——存続することになったとしても、この政党は、「西（ヨーロッパ）の」民主主義に反対する馬鹿騒ぎに加わった指導者が参加する民主的新秩序を選挙民の前で擁護することはできない。あるいは、フランドルやブリエイを編入しようとし、気違いじみたバルト海政策を支持し、悲惨なメキシコの飢饉を祝福し、殊に潜水艦戦争の強行を煽動するのに手を借した指導者が参加している国際連盟を擁護することはできない。さもなければ、選挙闘争は未来をめぐる闘争ではなくて、過去の怒りをこめた仕返しとなる。今二三名の君主たちが幻想を与えたために退位したとしたら、もつとも功労のある——一部は個人的に好感の持てる——政党名望家でさえも、結局はドイツの存在を犠牲にしたこれらの君主たちの誤謬から結論を引き出さなければならぬ。彼らは、できるだけ早く学び直したのご褒美として、

またもや直ぐさま政党の影響力や議席を要求したりなどしてはならない。同様なことが、別の仕方でも左翼にもあてはまる。最近の第一ベルリン選挙区の出来事——二、三の「大臣たる資格のある」左翼政治家の落選——から明らかかなように、諸経過は極端にはしっている。国民、特に灰緑色の国民は、このことに完全に満足している。若返り、しかもできるかぎり灰緑色の若返りには、新しい課題に取組むための時間的余裕が必要である。その課題とは一体なんだろうか。

1 帝国主義の夢をきっぱりと棄てること、したがって純粋に自主的、国民的、理想を確立すること。その理想とは、国際連盟のなかでわが国の特性を躊躇することなく、平和的に守っていくために、ドイツの全領土をひとつの独立国として統一するよう自決することである。国民的、平和主義がいつまでもわれわれの信念でありうるかどうかということは、われわれだけにかかわる問題ではない。一八七〇年以前のごとく、われわれの統一が(ドイツ人、特にオーストリア人が統一を望んでいながらも)妨げられるとしよう。「エルザスについては」われわれは、生粋のドイツの土地であるエルザスを内面的にわが国の側に獲得したいという五〇年にわたるこれまでの政府の努力が成功しなかった後に、エルザスの国家的運命についての長い係争の最終的判断として、少くともその特性を守りたいという気持ちから今回の講和を率直に受け入れることを望んでいる。しかし、エルザスのほかにもドイツの領土が西部でも東部でもわれわれから奪われるとしよう。さらに戦争そのものと双方の取引とに起因する損害にかこつけて、ベルギーの賠償に加えて賦役義務と債務義務をわれわれに課するとしよう。——そのようならばあいには、なにもない退屈な平和主義の一時期の後に、平和に倦きた最下層の労働者はことごとく偏狭な愛国主義者になるだろう！ 国民の憎悪は簡単に消えるものではない。そしてドイツの旧領回復主義党が、自決

といふ、通常の革命的な手段に訴えて立ちあがることになる。外国の支配にたいしては、スバルタクスの人びとの手段もまた正しい。そうなれば、ドイツの学生はひとつの課題を持つだろう。国際連盟は、内的に死んでしまひ、いかなる「保証」によつても事態を変えることはできないだろう。イギリスの政治は不倶戴天の敵を作り出し、ウィルソン大統領は世界平和の創設者ではなく、果てしなき闘争の創始者となる。

2 われわれは、講和を望み且つ期待しているが、もしわれわれが心から誠実に受け入れることのできる講和が成立するとしたら、それは徹底的な非軍事化ということこそスローガンとしなければならぬ。それゆゑ当然、従来行なわれていなかったことが、民間権力のもとに軍部権力を従属させなければならない。国際協定によつて純粹に防衛だけにたずさわらるる民兵制度への移行が行なわれれば、これは直ちに実現するだろう。だがこれは、武装解除を意味しない。戦争にたいしてまず第一に責任のあるロシア——アメリカ以外の国で、国際連盟のポイコットにも容易に堪えうる唯一の国——の帝国主義的危険が再燃するのを決定的に封じ込めることができない。いだは「そしてこの理由だけでも」、武装解除を意味してはならないのである。

3 帝国のヘゲモニックの大プロイセン的構造は、実際にカストの支配を意味していたが、こうした構造を排除することは、プロイセン民主主義にとつても予定の行動である。このことは、特にオーストリアとの統一のため不可欠である。因みに、オーストリアとの統一は、帝国に——はつきりさせておこう！——力と團結をもたらさず、難問と重荷をもたらすであらうし、もたらすにちがいない。いずれにせよ、帝国の外面的な力を高めるものではない。したがつてこの統一は、現実政策的に必要なものではなくて、純粹に感情政策的必要事である。ウィーンは、ミュンヘンよりもむしろベルリンに統治されている。官庁をいくつかの大中心地に分割すること、ベル

リンとウィーンで交互に議會を開くこと、あるいはまったく新しい場所で恒常的に議會を開くこと等々は、たしかに形式的なことではあるが、意味がないことではない。まさしく今の時点で、ともかくも憲法制定議會は、刷新ということが誰にもわかるような象徴を掲げて開催するために、ベルリン以外の都市で、会合を持たなければならぬ。それは、フランクフルト、ニュルンベルク、ミュンヘンのいずれの都市でもかまわない。憲法制定議會の課題は、諸種族〔例えばバイエルン人、ザクセン人等々のこと〕との釣合のために、今日の形式的なプロイセンの特権を排除するだけでなく、プロイセンの物質的な優勢が存続する代償として国家政治上の平衡錘となるような憲法を作製することである。どのような平衡錘が必要であろうか。

4 中、共、集、権、的、解、決、か、連、邦、主、義、的、解、決、か。統一国家か連邦国家か。これについて重要なことは、未来の經濟組織である。われわれは、このことをはつきり解っていないしなければならないし、しばしばこの点に立戻らう。ほんとうに厳密に社会主義的組織が形成されれば、統一の經濟のために統一的政治的容器も必要である。(ガス、水道、電灯、電車等々の地域的な公益事業を地方自治体によって「公営にする」としても、それは見せかけだけの例外であるにすぎない。なぜなら、それらの事業は、労働力を含めて石炭、機械等々の生産手段との関係で、結局は、これらの生産手段をそれらの事業に割り合てなければならない国家社会主義的な全体計画のなかにはめ込まれるからである。) 生産面と財政について、地方、支那、市町村が、ほんとうに「アクトン自律的な」、すなわち完全に独立している官僚幹部によって営まれている自治行政と、「アクトン自律的な」、すなわち独自の定款に従って営まれている自治を行なうとしたら、それは、統一的な國民經濟の計画性にとって障害であり、不經濟であり、欠陥である。これにたいし、私、經、濟、的、に、独、立、し、て、い、る、組、織——自由な企業家による組織、自分の手で作り上げた企業家団

体による組織も——は、連邦主義と調和することができる。そして法律、通貨、商業政策、生産物税が統一されてさえいれば、各々の邦の境界を越えて部分経済の領域を結合することができる。したがって、このような経済組織上の基本問題が、政治的問題を解決するにあつたての先決問題である。この問題は焦眉の問題なので、われわれは腹を据えてこれに取り組まなければならない。

企業家は、しばしば慨嘆された市民階級の政治的無力から素人が推察するように、経済的に排除されうらうか。よかれ悪かれ企業家が排除されるということは、事実上ありえないことである。わが国経済の短期的状況と長期的状況とが企業家を排除させなくしているのである。

まず、短期的状況について。短期的状況とはつぎのような状況である。新しい秩序を作ることだけでなく、簡単な修繕をほどこすことにも、また国民をただ養うことだけでも、長年にわたつて信用を必要とする。しかも外国の信用を、とくに明白なことは、アメリカの信用を必要とする。このような外国の不可避的な経済支配を見誤ってはならない。だが、純粹にプロレタリアの政府は、そのもっとも上等のものでさえ、外国にたいして信用能力がないのである。この政府が手に入れることのできる信用の代用品たる紙幣と没収とは、これからの数十年間に重荷を転嫁しこそすれ、なんらの助けにもならない。そして結局は、否応なしに外国の担保支配に服さざるを得ない。なぜなら、外国は、価値のない紙幣ではなにも手を着けることができず、没収によって自分自身の信用が安全でないという疑惑を懐くからである。そのばあいには、外国は眞の保証を要求し、これを軍事的に保護するであろう。ブルジョア的構造をもつた政府と経済のみが、信用を獲得することができる。けだし、ブルジョアジーのみが、経済の私経済的の下部構造に、保証として役立つ大變強い固有な利害關係を持っており、そし

てこの私経済的下部構造が、外国がその要求をまもるために必要とするもの、つまり貨幣、担保力を保証するからである。そのようなブルジョアジーの利害関係は、いかに旨く考え出された社会主義社会の「自然計算」によっても置き換えることができないものである。これにとどまらない。外国は、一定の金額を社会主義経済の官僚主義化された装置に信用貸するか、あるいは、自由な銀行の借款団や重工業の経済組織の借款団に信用貸するかという選択の前に立たされたならば、即座に、後者にのみ信用貸する、と答えるだろう。その証拠は、現在の事実から挙げることができる。これについてはなにも変えることができない筈だ。それゆえ、(今日既に国家管理のもとに置かれている銀行券について、私的な監督委員会の権利剝奪、したがって経済構造とはまったく関係のない事柄を除けば)「銀行の国有化」というわけのわからない極り文句のもとで理解されていることは、ほんとに不可解である。さらに、「株式会社社の国有化」という言葉も、結局は多額な外国資本を必要とするならば、空語である。なぜなら、私的所有に故意に高い税金をかけたか、補償金を支払って強制収用したりはするが、没収することができない——そうしなければ、二度と外国から信用を得ることができない——からである。破壊され貧困化した経済は、社会主義の基盤ではないというアイスナー⁽⁴⁾の一般的所見は、この点で特徴的に実証されている。社会主義政府も食料品のために数十億マルクを信用貸で受け取ることができる。「だが」敵が担保を握っているのだから、ブルジョア政府だけが、われわれの必要とするような復興のための信用を獲得することができるのである。

ところで、このような短期的状況を別とすれば、どうなるだろうか。社会主義の綱領は、今日では、以前の政治原理を否定して、国家社会主義を謳っている。そればかりか、「戦時経済の維持」という文句さえある。国家

行政への、それゆえ企業家の代りに官僚による行政への引継ぎという点からみれば、すなわち、このような国家社会主義的な官僚制という点からみれば、今日では例えば、保険と鉱山業とが行政技術的に「成熟」していることになる。そして、ドイツの通商政策上の特性からして特に重要な既成品産業は、その一部には組織というものを軽蔑するものもいるような有様なので、たしかに「成熟」していかないことになる。両者のあいだには、国家監督とか、あらゆる段階の一時的な市場規制と原料購入制を伴う強制シンジケート化という点からみて「成熟」している種々の産業が存在している。これらの産業は、今日では原料不足のためにそのような措置に部分的に服している。そして一部は、技術的理由からおそらくこの状態に留まるかも知れない。だが他の一部は、外国と競争しうるために、必ず後になって広範に自律的な私経済へ逆戻りするにちがいない。農業では、大土地所有の強制収用が着手された後に、(自由な協同組合を伴う)私経済が自然に行なわれるようになることは明白である。したがって、統制と干渉にもかかわらず、そして素朴な心情家によって戦前の古い状態の再現が希望されているにもかかわらず、大勢は、まさしく私経済的原理の——企業家経済の——維持の方向に動いている。だから、「戦時経済の維持」というスローガンは、長期的状況として考えれば、いい加減なものである。一体全体この戦時経済なるものは、どのように機能したのだろうか。戦時経済の基礎について、——「資本の生命」としての——節約の敵として戦争を特徴づけるところの、目的のあの極端な一面性とあの不経済性を認めるなら、戦時経済は、平和時にも継続するばあいには、破綻してしまうだろう。ところが、戦時経済は、周知のごとく企業家の排除を全然意味するものではなかつたのである。まさしくその通りである。ただ別な形で、戦時経済は企業に門戸を開いていたのであつた。御用商人の戦時利得という形で、門戸を開いていたばかりではない。たしかに、この

組織の国家社会主義的なものは、企業家なしにはまったく存立することができなかったのである。この組織の大規模な経済組織上の計画と業績とは、ほとんど例外なく営業人によって生み出されているのであって、官僚からではない。純粹な官吏経済が、結局は適してもいえないし慣れてもいえないこうした組織の仕事をやリ遂げようとしたところでは、大量の消耗と、一部では腐敗が横行した。そして正常な時期には、つぎのような命題がまたしても妥当するだろう。すなわち、自律的な企業家は組織目的のために歩合給で働く労働者であるが、官吏は時間給で働く労働者である(しかも「本来の」労働者とは異って自己の仕事にもとづいて有効に淘汰されることのない労働者である)ということ、前者は自己の責任において経営を行なうが、後者は国庫の責任において経営を行なうということ、これに対応して、労働者層は、——彼らが望むような請負給制度や歩合給制には進んで、従うかも知れないが——彼らのための収益機会の創出が官僚によって「時間給で」しか与えられないことに、全然利益を感じていないこと、これである。われわれは、重工業の諸氏に味方しなければならぬ理由などまったくない。古い政体にたいする彼らの有害な政治的影響を打破ることは、民主主義の主要課題である。しかし経済的にみれば、彼らの仕事は、不可欠であるばかりでなく、今日、わが国の全経済と彼らの一切の収益機会とが新しく組織されねばならないのであるから、以前よりもまさしく増大するだろう。共産党宣言は、ブルジョアの資本主義的企業家労働の経済的、政治的ではない——革命的、性格を正しく強調している。いかなる労働組合といえども、また国家社会主義的官僚においてはなおさら、このような機能を引き受けることはできない。重工業家たちを適切な地位につけて活用し、彼らにどうしても出さなくてはならない歩合いを——利潤から——渡さねばならないが、しかし彼らが手に負えなくなるようにしておいてはいけない。そのようにしてのみ——今日——社会化へ

の前進が可能である。教育を受けた社会主義者なら誰でも、このことは解っている筈である。もし異論があるなら、そのような人はいかさま師である。大学の文筆家どもが、彼らの試験を受けては、金を儲け権力を行使する人間たちになりたいして怨恨と身分的本能を懐くなら、そのような怨恨と身分的本能こそ、経済的に前進する労働者にとっては、あらゆる助言者のうちで最悪の助言者であろう。

民主主義は、「組織」や「自由経済」、「共同経済」や「国营化」、どのようのものであろうとも、文筆家のスローガンすべて、拒否するだろう。ある具体的政策を「社会主義的」として、あるいは逆に「自由主義的」として特徴づけることは、民主主義を推薦することでもないし、その反対でもない。むしろ民主主義がそれぞれの部分経済の分野について問題とするのは、もっぱら実質的な結果のみである。したがって、一方では広範な労働者大衆の収益チャンス、をいかにして増大し、他方ではいかにして全住民に必需品を十分供給することができるか、ということである。

国家技術的には、以上のことはすべて、われわれに中央集権的解決を無条件に押しつけることはできないこと、むしろ別の理由から中央集権的解決を選ばねばならないときでも、連邦主義を行なう余地があることを意味している。純粹な中央集権的解決は、短期的状況からみて、実現不可能であろう。経済的に不可能である。オーストリアが、独自の通貨と紙幣、異質な財政と通商政策的要求を持っているからである。政治的にも不可能である。敵が——その異国支配下にわれわれは服しているのだが——この中央集権的解決を決して許さないことは明らかだからである。しかしこのことを別にしても、オーストリアばかりでなく、バイエルンも、その正当な特性から中央集権的解決に激しく反抗するだろう。このように、すべてが共和制的連邦国家を必要としているなら、

この共和制的連邦国家はどのような形態をとらねばならないかが問題である。基本的な制度のすべてについて、以下に簡単な描写を行なういくつかの原理のあいだで選択をしなければならぬだろう。われわれは、まずはじめに、これらの原理を相互に対比してみよう。

III

以下の議論は、要約すれば、つぎのような前提から出発している。

1 連邦共和制が目指さるべきであること。この制度が実際に成立するかどうかは、ベルリンの強権支配が分離主義を極端にまで押し進めないかどうか、あるいは(おそらく同時に)王朝の反動勢力を増大せしめないかどうか懸っている。オーストリアでは、この後者の方が強いように思われる。そのためわが国では、まったく新しい情勢が生れる可能性がある。なぜなら、われわれはつぎのことから出発しているからである。

2 大ドイツ的解決が意図されていること。これはさらに、つぎのことを意味している。

3 憲法の大プロイセン的要素が無条件に排除されねばならないこと。これによって特に、今日始めて、共和制の土壌のうえで、つぎのような結果が生れる可能性がある。すなわち、帝国の首長とプロイセン邦の首長とを組み合わせることが、将来行なわれなくなること、連邦参議院におけるプロイセンの「ヘゲモニー的」特権(第五条第二項、第七条第三項、第十一条第一項、第十五条第一項、第三七条)と軍事上の慣例から生れたプロイセンの権利⁽⁶⁾とが将来行なわれなくなることである。プロイセン領土、プロイセン住民、販路と生産地としてのプロイセンの経済的地位は、いかなる法律の条文によっても除去することができない重要性を持っているが、この点

と、プロイセンの行政装置とその指導の巨大な権力的地位とに、ドイツ連邦主義のいっさいの、困難の源泉がある。なぜなら、われわれはつぎのことを認めているからである。

4 かつて連邦主義的根柢から論じられたことだが、プロイセンをいくつかの小邦に永久に細分化してしまふなら、この細分化は財政上および行政技術上大変大きな困難を生じ、東エルベの分権主義の危機を著しく増大させるであろう。だから、ベルリンに管理された地域に圧倒的な優勢を残さないくらい広範囲に行なわれるなら、この細分化はほとんど問題にならないのである。しかし、プロイセンの細分化の可能性が証明され、且つそれが最後までやり遂げられるなら、——そして「ベルリン」がこのような方向で動くなら、——われわれはこれを受け入れるだろう。だが当分は、この細分化は到底実行できるとは思えない。このように細分化が実行不可能であるとしたら、プロイセンの事実上の重要性にたいし釣合を保つための国法上の、錘を作り出すことが問題となろう。

——以上のことをすべて前提として、まずはじめにつぎの二種類の問題を論じよう。議、会、主、義、的、構、造、か、あるいは、国、民、投、票、的、構、造、か。これと関連して、派、遣、員、制、度、か、あるいは、代、表、者、制、度、か、である。この問題は、言うまでもなく、帝国のために存続する下院（*フオルクスハウス*）（帝国議會）と並んで設置される組織についてであり、したがって、従来の連邦参議院と従来の帝国政府（皇帝、宰相および大臣）に代るべき人びとについてである。これは、下院とは反対に、著しく難解な問題である。

原注1 帝国憲法は、帝国領土内での各支邦の合併や分割をあらかじめ明文化しておくことができる。それは、従来の邦制度のうえに新しい邦制度が設けられたり、ある邦と隣の邦との合併が行なわれたり、またはそのような試みがなされたりするばあいのために、——「プロイセン以外の」他の邦から出された法案にしたがって——基準規定を定めることによ

『ドイツ将来の国家形態』(一)

つて行なわれる。合併にかんしては、つぎの地域が問題とならう。ホーエントツオレルン、オルデンブルク、メクレンブルク、シュトリッツ、北ドイツ平野の小邦(ハンブルクとブレーメンを除く)、他邦の領土内であつてそこに吸収されるすべての領地、そして統一国家に合併されるチューリンゲン。分割や解体にかんしては、特にプロイセンが問題とならう。分割を実施するためには——非常に困難なことではあるが——形式的前提として、おそらく地理的につながつている領土内の住民の十分大きな部分(ほぼ五分の一)の提案が必要である。そのような提案がなされたばあいには、帝國は県内で委員会の選挙を行なうよう指導しなければならぬ。委員会は、まず、これまで所屬している邦の中央当局とのあいだで財産および行政の配分にかんする協定を交渉し、そして一定期間内に合意に達しなかつた点について、ばあいによっては全問題について帝國政府の仲裁を仰がねばならない。つぎに、このようにして成立した協定は、邦として承認される前に、分割される部分の住民に呈示され、住民投票に付される。帝國の命令によって計画的にドイツの地図の新編成に着手する方法は、はるかに合理的ではあるが、しかし邦の方がそれに従わないであらうから、まず見込みがない。ある独創的な提案によれば、プロイセンの分割は、つぎのようにすればやりやすくなると云われる。すなわち、邦として承認されるための最小範囲(人口百万)〔という条件〕のほかに、創設される連邦の中央機関がプロイセンにとつて非常に低い最高投票数(全体の五分の一)を定めることである。しかし、プロイセンにおける分割の希望はすべて、十分税金を納めることのできる人びとから出されており、それゆゑ取残された貧しい人びとの發展をひどく妨げているということも指摘しないわけにはいかない。政治的な願望と経済的な願望とが、そこでは互にぶつかり合つているのである。

連邦諸支邦は、これまでのヘゲモニー憲法のために、財政的優越、皇帝の命令権と執行権、および連邦参議院では投票権を有する小邦の絶対的従属に支えられていたプロイセン支配に対抗して、憲法に規定された留保権と自治権によって自衛せざるを得なかつた。小邦は、合併(チューリンゲン?)によって、または吸収によって、

その無意味な存在に終りを告げると仮定しよう。(原注)

原注 2 前注を見よ。

しかし、以前と同じに留まっている中規模の諸邦は、その住民数に比して著しく特権的な投票割合で代表されるような団体が今後も存続するばあいにはのみ、それら中規模諸邦に従来欠けていたこと、すなわち(帝国からの自由の代りに)帝国のなかでの影響を確保することができる。これは、わが国では真似ることができないほど徹底的にアメリカとスイスの憲法をとり入れることである。「アメリカの上院または「スイスの」全州会議における州代表には、州の大きさによる相違を全然考慮せずに、一律に同じ投票数が与えられている(デラウェア州はニューヨーク州の殆んど三〇分の一もないくらいである!)。一八四九年の憲法(例えば、——小ドイツの——連邦議会の票数一六八のうちプロイセン四〇票、バイエルン二〇票)も、一八六七—七一年の帝国憲法(連邦参議院の票数六一のうちプロイセン一七票、バイエルン六票)も、それほど極端ではないが、同じ性格を持っている。しかし両憲法とも、互に根本的に相反するやり方でそれを行っている。ただし、この種の連邦主義にとって基本的な問題はつぎの点にあるからである。

1 連邦評議会か、上院か。派遣員制度か、代表者制度か。連邦評議会とは、従来の連邦参議院におけるように、フケルテスハウス下院と並立する団体のなかに、各支邦の政府によって任命され、いつでも召還されうる派遣員、すなわち、もっぱら指令にしたがって投票する派遣員が列席する制度である。これにたいし、シュタイテンハウス上院とは、アメリカ(上院)とスイス(全州会議)におけるように、下院と並立する団体のなかに、各支邦の住民や議会によって一定の

議任期のあいだ選ばれた代表者、すなわち、もっぱら自己の信念にしたがって投票する代表者が列席する制度である。一八四九年の憲法は、各支邦の政府とその邦民代表が連邦議会の代表者のそれぞれ半数ずつ任命することを認めていた。しかしこの憲法は、大きな邦の単独勢力をできるかぎり削ぐために、地方等族会議のある邦では、議会パライメントによってではなく、この地方等族会議によって、したがって地方段階で邦民代表の半数が選ばれることを定めていた。

上院の代表者の議会的選出はすべて、今日では、実際には各支邦の政党がその信任者を派遣するという結果になつていたので、派遣員原則に著しく近づいている。これにたいし、直接的な(言うまでもなく、厳密に民主主義的な)住民選挙、特に地方選挙は、代表者原則の直尾一貫性を著しく強めるものである。なぜなら、上院の住民選挙はすべて、この形においてもっともはっきりと、原理的に各支邦の政府と議会の排除を意味しているからである。各支邦の政府と議会の訓令を受けた信任者による連邦評議会邦評議会の派遣員原則では、上院の住民選挙とは正反對に、各支邦のあいだで、いわば関与の程度に応じて連邦主義的に、帝国への要求権が配分配分されている。それゆえ、上院の住民選挙は、帝国への要求権の唯一の担い手である各支邦の権力さえ排除することを意味しているのである。したがって、地方段階での上院の直接住民選挙は、個々の政治的個性、すなわち各支邦におけるその時々の政治的権力の保持者を代表せずに、住民の地方段階での特性、すなわちより大きな地方においてその時々有力な党派を派代表することになる。われわれは、繰返しこの点に立ち戻らう。

住民選挙にもとづく上院がこれを並立する帝国議會(下院)から区別される特徴は、まず第一に、はるかに小人数であることにある。代表者団体が少数であることは、確かな経験によれば、活動力の上昇、正確な、冷靜

で合理的な、そして感情的煽動に左右されることの比較的少ない決議、換言すれば、権力へのより大きな能力を意味している。そのばあいには、政治的意思の多面性が犠牲にされるのだから、このためにそれと並立している下院(帝國議會)が必要なのである。そして下院にたいし予算について一定の優先権が与えられれば、上院には質的に重要な特別な仕事があてがわれる。その特別な仕事とは、調査および官吏告発を含む行政監督、協定と外交の監督、重要な施行条令の批准、おそらくは、官職授与権の配分もこれに含まれる。官職授与権の配分は、大舞台裏で行なわざるを得ないが、ここでは、公然と行なわれる。上院の第二の特殊性は、諸支邦への議席の配分にある。地方段階での直接住民選挙においては、もちろん、個々の地域にたいし住民数から本質的にかげ離れた配分を行なう必要はなくなる。そのような配分を行なったとしても、それはまったく無意味である。このことが、なによりもまず利点であると思われる。しかしその代りに、このような地方原理は、——上述のとおり——各支邦における政治的権力の重要性を無視する態度と表裏の関係にある。これは、上院に特有なものである。中央集権的共和制がよいと思うなら、このことを看過してはならない。帝國の首長とプロイセン邦の首長とがこれまでのように同一人物であるばあいには、このような要求を出すことはいかにも止むを得ないことであった。將來この両者が分離するばあいには、帝國政府にたいする各邦政府の確実な関与権を保証するのに必要なこのような特別な根拠は無くなるであろう。しかし「ベルリン」の信用が著しく失墜し、今日帝國の憲法制定議會と並んで各邦の憲法制定議會が事実上並立するならば、各邦政府は、訓令を受けた信任者たちによって中央の団体のなかで、しかも彼らの投票の影響がどんなばあいでもプロイセンによって押しつぶされることのないように、代表されることを要求するときには、きつと強力な地位を得るだろう。われわれが眼前に見るような經濟的財政的諸

問題をかかえた国家制度のなかでは、継続的な行政およびその監督と訓令にたいする政府代表者の関与は、この国家制度がともかくも現代の発展に対応するよりもはるかに強力に決定的なものになる。少くとも、大きな投票、団体への住民の参加と同じように重要となる。これは、忘れてはならないことである。このような行政への積極的参加は、各支邦の立場からすれば、訓令された官吏によって実際もつともよく行なわれうるのである。上院、いわんや住民選挙にもとづく、おそらくは地方段階での選挙にもとづく上院は、そのような官吏の代用を務めることはできないだろう。

以上のことからつぎのことが帰結される。まず第一に、改善された連邦評議会原則にもとづく議席(例えば、五〇議席)の配分(したがって、プロイセン十五議席^(原注3)、オーストリア十二議席、バイエルン七議席等)。つぎに、地方段階ではない、国民選挙。しかし、各邦の議会による邦段階での選出に固執するならば(当然このばあいには、代表者は政党の信任者であり、したがってその邦のなかでその時々々の政党の勢力地図は長続きするものではないから、当該邦における通常の議会選挙のたびごとに議席が無くなる)、この選出は、今日の連邦参議院をそのまま転用することがおそらく最上の解決であると思われるほど、連邦評議会の派遣員原則に大変近いのである。これは、もちろん、投票の新配分、小邦の廃止、議長裁決についてのいっさいの特権の停止、議長の交代、廃止することのできない自治権の維持とおそらくはその拡大のもとで行なわれる。特に、上院の解決は、多分間接的に同じような結果になるからである。もし上院が代表者原則にもとづいて(したがって国民選挙でもって)運営されるなら、しかもそれにもかかわらず、各支邦政府が中央行政への確実な関与の要求を掲げる——そしてこれが旨くいく——なら、直ちに、上院と下院のほかに、首長がおかれねばならないだろう。そればかりではなく、連邦諸

支邦のあいだで関与の程度に応じて配分された。連邦主義的な首長がおかれるか、あるいは他の方法で（代理人とか常設委員会によって）、帝国政府と各邦政府との恒常的な連絡が配慮されねばならないだろう。^{（原注4）} そのばあいには、このような連邦主義的首長と並んで、両院が存在する。したがって連邦評議會の問題は、いわば別の段階に移るのである。

原注3 これについては、前掲一七一—一七二ページの注「原注1」を見よ！

原注4 上院が立法だけに制限されるなら、この問題はとりわけ重要である。

しかしながら、各邦政府は、今や、このような一切の困難の源である政府関与の配分にたいするあの要求を一体掲げなければならぬ、のだからか、あるいは掲げるべきだろうか。純粹に民主主義的な立場からみれば、疑いもなく否である！ 各支邦の住民は、下院においても上院においても、このなかでプロイセンに比べると特権を与えられて、代表されるからである。ところが、どんな自首的政治組織でも権力を得ようと努力するものである——われわれはなおしばしば、何のためにかを論ずるであろう——。だから、このような政治組織にたいし比例配分が行なわれなければならないならば、その努力はきつと純粹に分権主義的な、中央に反対する方向にむかうだろう。そしてこの配分にたいするこのような政治組織の要求について、前述のとおり、一定の客観的根拠を挙げることができる。したがってつぎの二つの方法のうちどちらかの方法によって、この要求をかわすよう努めることはできる。ひとつは、各邦の自首性を排除する方法である。つまり、各邦の住民または各邦議會による邦知事の公選の代りに、例えばカナダにおけるように、中央権力による任命である。形式的には「中央集権的」解決であるこの

『ドイツ将来の国家形態』(一)

方法は、同時に中央機関が、なにほどか連邦主義的に、それゆゑ配分どおりに(当然、小邦に有利に)構成されるのでなければ、ドイツの事情のもとでは見込みがないだろう。またもや「連邦参議院問題」と同じ推移をたどることになる。もうひとつは、自首性には手をつけず、各邦政府と中央政府のあいだの根本的な権力分割によって、中央の連邦主義的配分にたいする要求を排除する方法である。したがって、事物管理、実務、これを操作する役人幹部、最後にとりわけ、自由に処理できる財源の分割によっても、それは可能である。それゆゑ、双方の行政装置が先端から末端まで独立した、混り合うことのないパイプ組織のように並列して走るようにすれば、それはうまくいくだろう。だが、このような原則に近いアメリカの州分立制度は、ドイツでは、わが国の社会政策的理由からしても真似ることができないであろう。わが国にとっては、スイスにおける連邦と州との関係の方が、権限の分割がかなりかけ離れているにもかかわらず、将来大プロイセン的構造が廃止されたあかつきには、内的により真似しやすいであろう。だが、簡単にこのような解決を企てようと試みるなら、激しい反対にぶつかるだろう。スイスでは、連邦独自の行政は、わが国が将来必要とすることに比べれば僅かである。のちに、財政状態からもこのことを真剣に考察しよう。ともかく、社会化の観点からすると、できるかぎりの中央集権主義が切に望まれる。しかしわが国では、今や、つぎのような反対論が出されている。それは、強力な中央集権的解決を行なうには将来の客観的な根拠を考慮することが重要であるが、連邦主義的解決を行なうには、過去の追憶と現在の――なおしばしば話題にのぼるであろうが――与論、政治的権力情勢と利害情勢を考慮することが重要である、というものである。通常言われていることだが、わが国では、スイスで大成功を収めた例にもとづいて、誰の目にも明らか

であるような日常的検証が行なわれていない。すなわち、あらゆる種族の特性と利害とが、カナダ憲法の、さもなくばスイス憲法の——したがって上院を有するという——（おおよその）特徴を備えた憲法のなかで保証される、従来の連邦参議院制度をさらに維持していくばあいと同じくらい十分に保証される、ということにたいする明白な経験的証明がわが国には欠けている。そして、まさしくプロイセンがひとつの邦としてとどまるなら、このような証明なしに、信頼を得ようとする試みは、おそらく成果のないものである。殊に、帝国中枢部の本拠がベルリンにとどまるばあいには、そうである。私は、個人としては、政治上のおよび憲法技術上の理由から、原則的に上院制度に賛成したいのだが、しかし連邦評議会的解決が不可避であることも考慮に入れておかねばならない。今日の革命政府相互の関係だけからも、このことは明らかである。

今や、新しい連邦評議会が、究極的には歴史的にのみ説明しうるこのような理由から、いま一度別の形で復活するばあいには、それは、いかに、機能するか、その権能、および未来のドイツの行政制度の内部でのその積極的意義はいかなるものでありうるかということ、当然ながらまず第一に、帝国と各支邦とのあいだの課題分割に依存している。しかしとりわけ——そしてこれは、われわれにとってはなによりもまず興味があることなのだが——将来の帝国政府の構造の種類に、したがって皇帝、宰相及び連邦参議院に代って出現するあの組織の種類に依存しているのである。